

いつもお世話になります。

12月はプロ野球選手の契約更改が行われます。個人情報保護等、個人の情報を公にするのは何かと制約があるなか、年俵を推定という形ですが公にするのは、夢のある職業であるからこそという記事がありました。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

徐かに急げ

シーザー(ローマ時代の政治家)

仕事を極める七カ条

- 一、 笑顔を忘れず、
いつも前向きに行動しよう
- 二、 お客様の立場に立ち、
満足と感動を与えよう
- 三、 逆境に負けず、
常にチャレンジしよう
- 四、 謙虚さと思いやりをもとう
- 五、 原因があるから結果がある、
本質を見極めよう
- 六、 スピードアップを心がけ、
積極的に攻めよう
- 七、 「儲かる方」ではなく、
「正しい方」を選ぼう

～元気手帳3より～

今月のいろいろ「掲示板」

【中小企業家同友会】

11月23日に中小企業家同友会の経営指針セミナーの講師を務めました。SWOT分析の講座で、自社の強み・弱み、環境の機会・脅威を挙げて、クロス分析を行うという内容でした。経営者が丸一日をかけて自社を見つめなおすことのお手伝いをさせていただき私自身も勉強になりました。



知っところ！「税務のマメ知識」

土日祝日でも期限がズレない消費税関係書類



令和元年分所得税等の確定申告期間は「令和2年2月17日（月）から令和2年3月16日（月）」。通常、申告期間は2月16日から3月15日までだが、来年2月16日と3月15日は日曜日のため翌平日にズレます。

国税通則法第10条 第2項で「国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限（時をもって定める期限その他の政令で定める期限を除く。）が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。」とされているためです。

この点、主に消費税関係書類については期限がズレないものがあるので注意が必要です。

具体的には、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」、「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」など。これらの届出書は、提出期限が定められているものではなく「届出書を提出した場合には、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については…（**消法37** ①）」、「その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日以後は、…その効力を失います。（**消法37** ⑦）」とされているため、**通則法第10条** 第2項の規定は適用されません。

したがって、個人事業者が令和2年分から簡易課税制度の選択をやめる場合には、令和元年12月31日までに不適用届出書の提出が必要。提出が年明けの令和2年1月6日（月）となった場合は、令和2年分については本則課税に戻れないことになります。

引用；週刊税務通信 3579号

事務所あれこれ日記

ランチミーティングを行いました。

初めて伺った洋食店。落ち着いた雰囲気でお腹も満たされ、良い時間を過ごせました。

次は忘年会でお酒を飲みながらゆっくり過ごすのが楽しみです。

（まだ何も決まっていませんが…）



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

